

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月23日

独立行政法人国立科学博物館 契約担当役 経営管理部長 濵谷 仁  
◎調達機関番号 512 ◎所在地番号 13

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量  
　　国立科学博物館上野地区で使用する電気 一式
- (3) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 供給期間 令和8年6月1日から令和10年5月31日
- (5) 需要場所 国立科学博物館 上野地区(東京都台東区上野公園7-20)
- (6) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価。小数点以下を含むことができる。)及び年間予定使用量に対する単価(従量料金単価。小数点以下を含むことができる。)を根拠とし、あらかじめ仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の契約期間における総価を記載すること。ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は入札金額に含めないこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1)以下のいずれにも該当しない者であること。
  - ア)契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
  - イ)破産者で復権を得ない者
  - ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
  - エ)当館から取引停止の措置を受けている期間中の者
- (2)令和07・08・09年度全省庁統一資格(関東・甲信越地域)の「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (3)電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4)省CO<sub>2</sub>化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒110-8718 東京都台東区上野公園7-20  
国立科学博物館経営管理部財務課契約担当 電話 03-5814-9830  
電子メールアドレス keiyaku@kahaku.go.jp
- (2)入札説明書の交付方法 本公告の日から、国立科学博物館ウェブサイトにて掲載する。
- (3)入札説明会の日時及び場所 実施しない。
- (4)入札書の受領期限 2026年3月2日 17時00分
- (5)開札の日時及び場所 2026年3月9日 10時00分 国立科学博物館日本館事務棟1階中会議室

### 4 その他

- (1)契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)入札保証金及び契約保証金 免除
- (3)入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間ににおいて、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札書の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Contracting Entity: Hitoshi Shibuya, Director of Administration Department

(2) Classification of the products to be procured : 26

(3) Nature and quantity of the services to be required : Electricity to be used in National Museum of Nature and Science Ueno district, 1 set

(4) Delivery period: From 1, June, 2026 through 31, May, 2028

(5) Delivery place: National Museum of Nature and Science, Ueno district

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender

① are not those who

(A) don't have the capacity to enter into a contract. (except for minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract)

(B) went bankrupt and did not get reinstated.

(C) are listed in each item of Article 32, paragraph (1) of the Act on Prevention of Unjust Acts by Organized Crime Groups (Act No. 77 of 1991)

(D) are under the period of suspension of trading instructed by National Museum of Nature and Science.

② are those who shall

(E) have the Grade A or B or C qualification in "sales of product" in the Kanto-Koshinetsu area for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency for the fiscal years of 2025,2026 and 2027.

(F) have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 2-2 of the Electricity Utilities Industry Law.

(G) fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO<sub>2</sub>.

(7) Time Limit of tender: 17:00. 2 March, 2026

(8) Contact Point for The Notice : Finance Division, National Museum of Nature and Science

7-20 Ueno Park Taito-ku Tokyo 110-8718 Japan TEL 03-5814-9830

# 入札説明書

## I 概要及び日程

### 1. 競争入札に付する事項

件名	国立科学博物館上野地区で使用する電気 一式
仕様等	別紙仕様書のとおり
履行場所	国立科学博物館上野地区
契約区分	物品供給契約
契約条項	別紙契約書（案）のとおり
契約期間/ 納入期限	令和8年6月1日から令和10年5月31日
入札保証金 契約保証金	免除する。

### 2. 本件窓口、質問・申込・書類の受付先

独立行政法人国立科学博物館 経営管理部財務課 契約担当  
 〒110-8718 東京都台東区上野公園7-20  
 TEL: 03-5814-9830 E-mail: keiyaku@kahaku.go.jp

### 3. 入札方式、競争参加資格等

入札方式	最低金額落札方式
入札金額の記載方法	<p>① 「総額」を記載すること。（契約期間すべてを含めた額）</p> <p>② 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価。小数点以下を含むことができる。）及び年間予定使用量に対する単価（従量料金単価。小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、あらかじめ仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の契約期間における総価を記載すること。ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は入札金額に含めないこととする。</p> <p>③ 落札額は、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した額（1円未満の端数は切り捨て）とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

競争参加資格	<p>① 以下のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）</p> <p>イ) 破産者で復権を得ない者</p> <p>ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者</p> <p>エ) 当館から取引停止の措置を受けている期間中の者</p> <p>② 令和07・08・09年度全省庁統一資格（関東・甲信越地域）の「物品の販売」において、A、B又はCの等級に格付けされている者であること。</p> <p>③ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。</p> <p>④ 省CO2化の要素を考慮する観点から、本入札説明書様式1の別添に掲げる入札適合条件を満たす者であること。</p>
再委託等	<p>「9. 特記事項」に特段の定めが無い限り、以下の事項は認めていません。</p> <p>① 役務提供・請負契約において、業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委託すること。</p> <p>② 共同企業体、共同事業体として競争に参加すること。</p>

#### 4. 入札説明会 実施しない。

#### 5. 質問受付

期　限	<b>2026年2月4日（水）17時00分まで</b>
質問方法	上記期限までに、電子メールにて質問を送付すること。（様式は任意）
備　考	質問内容と回答は、 <a href="#">当館ホームページにて公表します</a> 。なお、質問者にかかる情報は公表しません。回答に時間がかかる場合があるため、なるべくお早めにお送り下さい。

#### 6. 入札書の提出

期　限	<b>2026年3月2日（月）17時00分まで</b> ※持参の受付時間：平日9時00分～17時00分（12時30分～13時30分を除く）
提出方法	持参又は書留郵便（必着）にて提出すること。

#### 7. その他書類の提出

期　限	<b>2026年3月2日（月）17時00分まで</b> ※持参の受付時間：平日9時00分～17時00分（12時30分～13時30分を除く）
提出方法	持参、書留郵便（必着）の他、電子メールへの添付、又は、証跡の残る電子データ送付サービスの利用も可とするが、情報セキュリティの確保に充分留意すること。

提出書類	<p>① 全省庁統一資格審査結果通知書の写し      ② 参考見積書（内訳明細書等詳細を記載すること。）      ③ 電気事業法に基づく「小売電気事業者」の登録の写し      ④ 様式1別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たすことを証明する適合証明書（様式1）、及びその根拠を示す書類</p>
留意事項	入札書の無効や落札決定取消等が発生する可能性があるため、入札書及びその他の書類の提出期限、調達件名、入札金額（「3. 入札方式、競争参加資格等 入札金額の記載方法」に則った金額）、入札書の押印、入札封書の作成について、十分注意すること。

## 8. 開札

日 時	2026年3月9日（月）10時00分より
場 所	東京都台東区上野公園7-20 国立科学博物館 上野本館事務棟1階 中会議室
留意事項	開札会場での立会は、競争加入者又はその代理人（復代理人）に限り可能。 開札への立会は必須ではありませんが、一度の開札で落札者が決定しなかった場合には、直ちに再度入札を実施しますのでご留意ください。詳細は「II手続き詳細・留意事項等 3. 開札（2）落札者の決定」を参照ください。

## 9. 特記事項

7. で定める提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出書類中、個人情報に関するものについては、本目的以外には利用しない。

## 10. 落札後の提出書類

落札者は、以下の2点の書類を各1部、速やかに提出すること。

ア 落札内訳書（入札書に記載された金額に10パーセントを加算した額（1円未満の端数は切り捨て））

イ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に係る情報提供について

## II 手続詳細・留意事項等

### 1. 使用言語及び通貨、準拠規程等

#### (1) 使用言語及び通貨

日本語及び日本国通貨を使用する。

#### (2) 準拠規程等

入札及び契約手続きは、関係法令の他、以下に従うものとし、これに反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこととする。

- ① 本件調達にかかる入札公告、入札説明書及び付属資料
- ② 独立行政法人国立科学博物館会計規程
- ③ 独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則
- ④ 調達区分に応じた以下のいずれかの契約基準
  - ア 独立行政法人国立科学博物館役務等契約基準
  - イ 独立行政法人国立科学博物館物品供給契約基準
  - ウ 独立行政法人国立科学博物館製造請負契約基準
- ⑤ 独立行政法人国立科学博物館における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

#### (3) その他

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- ② 競争加入者等が提出した書類は、競争参加資格の確認並びに入札公告、入札説明書及び入札説明会で示した業務を履行できるかどうかの判断以外には、競争加入者等に無断で使用しないものとする。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断の対象としない。

## 2. 入札

### (1) 入札金額

- ① 競争加入者等は、契約代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を十分考慮し、調達に係る直接費用のほか、輸送費、保険料、関税及び仕様書等に規定する調達に要する一切の諸費用を含めた金額を見積るものとする。
- ② 入札書に記載する金額は、総額、単価、月額等、案件によって異なるので留意すること。
- ③ 落札額は、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した額（1円未満の端数は切り捨て）とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の記載及び提出方法

- ① 競争加入者等は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を提出しなければならない。
  - ア 競争入札に付される調達件名の表示
  - イ 入札金額
  - ウ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

- エ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ② 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ③ 入札書は、封筒に入れ密封し、その封皮（表面）に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、開札日、入札件名及び「入札書在中」の文言を朱書きしなければならない。
- ④ 入札書を収める封筒には、他の書類を同封してはならない。
- ⑤ 入札書は、持参又は書留郵便にて提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑦ 競争加入者等は、仕様書等に疑義がある場合は、国立科学博物館に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### （3）入札書の無効

- 入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
  - ② 調達件名及び入札金額のない入札書
  - ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
  - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
  - ⑤ 調達件名に重大な誤りのある入札書
  - ⑥ 入札金額の記載が不明確な入札書
  - ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していない入札書
  - ⑧ 入札公告及び入札説明書に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
  - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
  - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札書

### （4）入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

### （5）代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は本件調達に係る入札につき他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

## 3. 開札

### （1）開札場

- ① 開札は、競争加入者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会

わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立合職員以外の者は入場することができない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。代理人については、開札時刻までに代理委任状を提出した者に限る。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

#### （2）最低金額落札方式における落札者の決定

- ① 有効な入札書を提出した競争加入者等であって、本入札説明書及び仕様書において明らかにした要求要件をすべて満たした者のうち、当予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### （3）総合評価落札方式における落札者の決定

- ① 国立科学博物館が策定した総合評価基準に則り、競争加入者等が提出した提案内容と入札金額から評価値を算出し、その評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、入札金額は予定価格の制限の範囲内でなければならない。
- ② 提案内容に関する評価値の算出は事前にを行い、開札時に入札金額を組み入れて最終的な評価値を算出する。なお、事前の提案内容の審査結果によっては、開札を待たず落選となることがある。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札者とすることがある。

#### （4）落札者の決定 共通事項

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者を決定したときは、開札場にてその氏名（法人の場合は名称）及び金額を口頭で通知し、開札に立ち会わなかつた競争加入者等がいる場合は、その者にも別途通知する。
- ④ 落札決定後においても、落札者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札決定を取り消すことがある。

### 4. 契約

#### （1）契約書の作成

- ① 落札者が決定したときは、速やかに契約書の取り交わしをするものとする。なお、落札者が契約締結の意思を示さないとき、又は相当の期間契約書を取り交わそうとしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 提出された業務提案書について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

## 5. 検査及び支払

### (1) 検査

- ① 落札者が入札書とともに提出した資格等証明書類の内容は、仕様書において明らかにした要求要件等と同様にすべて検査の対象とする。
- ② 業務開始後、当該業務期間中において、落札者が提出した業務を完全に履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- ③ 調達件名の履行期間中に当館担当職員が立会い又は監督検査確認等を求めた場合は、落札者は誠実に対応しなければならない。

### (2) 支払

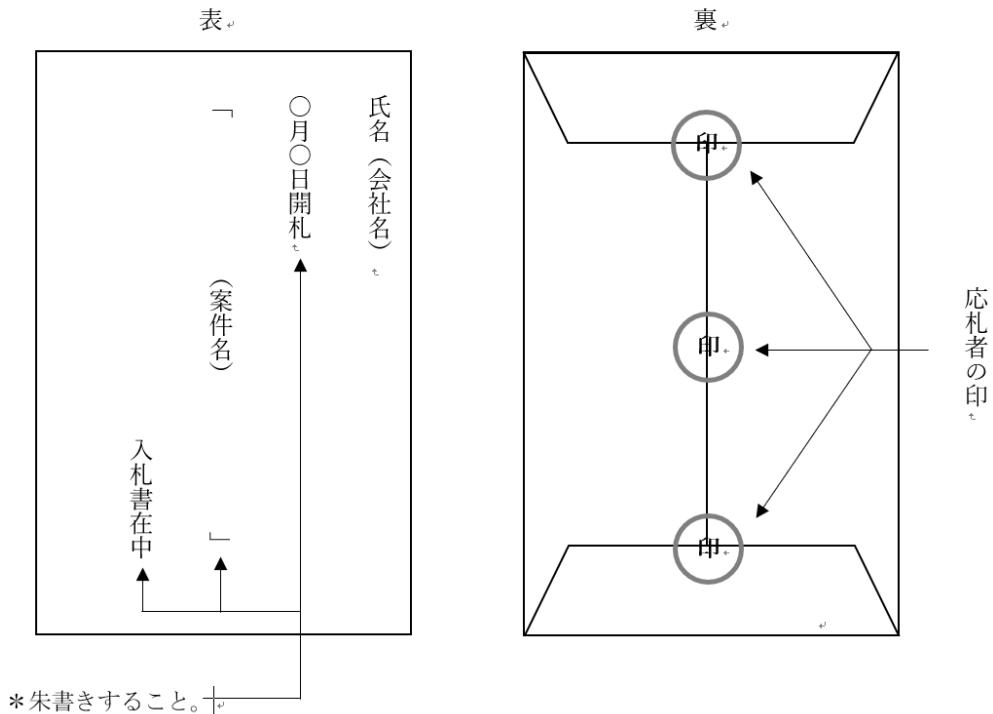
支払い条件は、別紙契約書（案）による。

### III 書類記載例・記載方法

## 1. 入札封書記載方法

入札書は、封筒に入れ密封し、その封皮（表面）に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、開札日、入札件名及び「入札書在中」の文言を朱書きしなければならない。

入札書を収める封筒には、他の書類を同封してはならない。



## 2. 入札書記載方法

#### (1) 競争加入者本人が入札する場合

入札書

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○

入札金額 金\*\*\*,\*\*\*,\*\*\*円也

消費税にかかる課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載します。

本件調達にかかる入札説明書、仕様書等に記載の事項を熟知し、上記業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記金額によって入札します。

○○年○○月○○日 提出日

独立行政法人国立科学博物館  
契約担当役 殿

競争加入者 住 所 △△△△区■-■-■■  
 会 社 名 ◇◇◇◇◇株式会社  
 役職・氏名 代表取締役 □□ □□ 印

## (2) 代理人又は復代理人が入札する場合

## 入札書

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○

入札金額 金\*\*\*,\*\*\*,\*\*\*円也

消費税にかかる課税事業者・免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載します。

本件調達にかかる入札説明書、仕様書等に記載の事項を熟知し、上記業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記金額によって入札します。

○○年○○月○○日 提出日

独立行政法人国立科学博物館

契約担当役 殿

競争加入者	住 所	△△△△区■■ 1-1-1
会 社 名	◇◇◇◇◇株式会社	
役職・氏名	代表取締役 □□ □□	

押印は代理人又は復代理人のみで可。  
別途「委任状」の提出が必要です。

代 理 人	住 所	○○○○区□□ 2-2-2
(復代理人)	会 社 名	◇◇◇◇◇株式会社
	役職・氏名	支店長 ◆◆ ◆◆ 印

## 3. 委任状記載方法

## (1) 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合

## 委 任 状

○○年○○月○○日 提出日

独立行政法人国立科学博物館

契約担当役 殿

委任者（競争加入者）	住 所	△△△△区■■ 1-1-1
会 社 名	◇◇◇◇◇株式会社	
役職・氏名	代表取締役 □□ □□ 印	

私は、○○○○○を代理人と定め、下記の権限を委任します。

◇◇年◇◇月◇◇日付公告分の、国立科学博物館において行われる「(件名を記載)」の一般競争入札に関する権限

受任者（代理人）使用印鑑



## (2) 支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合

## 委任状

提出日

○○年○○月○○日

独立行政法人国立科学博物館  
契約担当役 殿

委任者（競争加入者） 住 所 △△△△区■■ 1-1-1  
 会 社 名 ◇◇◇◇◇株式会社  
 役職・氏名 代表取締役 □□ □□ 印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者（代理人） 住 所 ○○○○区□□ 2-2-2  
 会 社 名 ◇◇◇◇◇株式会社  
 役職・氏名 支店長 ◆◆ ◆◆

代理人となる者の情報を記載

## 委任事項

委任事項は参考例です。  
必要に応じて追加・修正  
ください。

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7 .....

受任期間 ○○年○○月○○日から □□年□□月□□日まで

受任者（代理人）使用印鑑

印

## (3) 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合

## 委任状

提出日

○○年○○月○○日

独立行政法人国立科学博物館  
契約担当役 殿

代理人の情報を記載

委任者（競争加入者の代理人） 住 所 ○○○○区□□ 2-2-2  
 会 社 名 ◇◇◇◇◇株式会社  
 役職・氏名 支店長 ◆◆ ◆◆

復代理人の氏名を記載

私は、○○○○○を◇◇◇◇◇株式会社代表取締役□□□□の復代理人と定め、下記の権限を委任します。

競争加入者の役職・氏名を記載

◇◇年◇◇月◇◇日付公告分の、国立科学博物館において行われる「(件名を記載)」の一般競争入札に関する権限

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑

印

(4) 委任状が必要になる事例

- ①競争加入者以外の者の名義で入札書を作成し提出するとき
- ②競争加入者以外の者が開札に立ち会うとき
- ③締切日までに提出する入札書は競争加入者の名義で作成するが、開札当日に再度入札となつた場合は、競争加入者以外の者の名義で入札書を作成し提出するとき
- ④落札後の契約書取り交わし等を、競争加入者以外の者の名義で行うとき

様式は、「国立科学博物館ウェブサイト：法人情報—調達に関する情報」からダウンロードできます。

<https://www.kahaku.go.jp/kahaku/houjinn/choutatsu/>

## 適合証明書

年　月　日

住　所  
会　社　名  
代表者氏名　　印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ	②パンフレット
④その他（ ）	③チラシ

2. 令和6年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	令和6年度 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　　目	取組の有無	点　数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期間(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の『自社の基準値』及び『点数』には、別添により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定期間)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を、本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

### 1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、  
 ①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、  
 ③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、  
 地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点  
 の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

\*経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定期 (事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより適切に開示したものとみなす。

### 2. 添付書類

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添の「各用語の定義」

用語	定義
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和6年度の事業者全体の調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの)</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和6年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和6年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱または排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特</p>

	<p>別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガスまたは副生ガス</p> <p>3. 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和 6 年度再生エネルギーの導入状況	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 6 年度の供給電力量に占める令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端 (kWh)）</li> <li>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)</li> <li>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)</li> <li>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)</li> <li>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)</li> </ul> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>

④省エネに 係る情報提 供、簡易的 DR の取組 地域におけ る再エネの 創出・利用 の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及びその別添にのみ適用する。

## 電 気 需 給 契 約 書 (案)

発注者 独立行政法人国立科学博物館 契約担当役 濵谷 仁（以下「甲」という。）と  
請負者 ○○○○○ ○○○○○（以下「乙」という。）との間における電気の供給について次のとおり契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき甲が使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (需要場所)

第2条 電気の需要場所は、次のとおりとする。

使用場所 国立科学博物館 上野地区  
住 所 東京都台東区上野公園 7-20

### (契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年6月1日0時から令和10年5月31日24時までとする。

### (契約金額)

第3条 契約金額（税込）は、次のとおりとする。

#### (基本料金)

契約電力	基本料金単価
1, 100kW	円

#### (従量料金)

区分	電力料金単価（1kWhにつき）
夏季（7月～9月）	円
その他季（上記以外）	円

#### (自家発補給電力料金)

契約電力	基本料金単価
70kW	円

区分	電力料金単価 (1kWhにつき)
定期使用夏季（7月～9月）	円
定期使用その他季（上記以外）	円
不定期使用夏季（7月～9月）	円
不定期使用その他季（上記以外）	円

- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用する。
- 3 乙の燃料費等調整を適用する。
- 4 本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には、電気料金にそれを適用する。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第5条 甲が上記の契約電力をこえて使用した場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約電力をすみやかに変更する。

(契約種別の変更)

第6条 甲は契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に変更することはできない。

(料金の算定)

第7条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は原則として毎月1日とし、乙は計量日に計量器に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の請求及び支払等)

第9条 乙は、第8条に定めた検査終了後、当月における仕様書に定める区分に応じ算定した使用電力量に第3条で定める契約金額（従量料金単価）を乗じて得た額に、第3条に定める契約金額（常時基本料金：力率割引／割増）を加算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額）に消費税および地方消費税（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額）を加算した額に、及び燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額）を1月毎に甲に請求するものとする。

- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

3 乙は、支払請求書を作成し、国立科学博物館経営管理部財務課に送付するものとする。

4 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。ただし、口座振替にて支払う場合は、この限りではない。

5 甲の責めに帰す理由により電気料金の支払いが遅延した場合は、甲は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し乙の電気供給約款に基づく延滞利息率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

#### （守秘義務）

第10条 甲および乙は、本契約の締結により知りえた情報について、守秘義務を遵守するものとする。ただし、甲および乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

また、法令及び監督官庁その他公的機関からの要請に基づき、本契約及び本契約に基づく取引に関する情報を開示する必要がある場合には、必要な範囲に限って開示することができる。

#### （消費税）

第11条 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、乙は、契約期間満了前であっても、変更された税率に基づき、適用料金率を変更するものとする。

#### （契約保証金）

第12条 契約保証金は免除する。

#### （準拠法）

第13条 本契約は、日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとする。

#### （裁判管轄）

第14条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### （言語）

第15条 本契約もしくはその他契約は、日本語により作成されるものとし、他の言語によるいかなる翻訳および解釈も、甲および乙を拘束しないものとする。

#### （協議）

第16条 本契約及び甲の物品契約基準に定めのない事項又は、この契約に疑義を生じた

ときは、乙の電気需給約款による他、甲乙双方が協議の上、内容を見直し決定するものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都台東区上野公園7番20号  
独立行政法人国立科学博物館  
契約担当役  
経営管理部長　　濱谷　仁

乙　　(請負者)

2023年9月28日  
契約担当役決定

独立行政法人国立科学博物館 物品供給契約基準

この基準は、物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第一 発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。
- 3 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者供給者間で用いる言葉は、日本語とする。
- 6 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者供給者間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(供給者の請求による納入期限の延長)

- 第二 供給者は、天候の不良その他供給者の責に帰すことができない事由により納入期限までに供給契約の目的である物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による納入期限の短縮又は延長)

- 第三 発注者は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

(納入期限の変更方法)

- 第四 納入期限の変更については、発注者供給者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。
- 2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第二の場合にあ

つては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第三の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第五 供給者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。

3 供給者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、検査を受けなければならない。

(売買代金の支払い)

第六 供給者は、第五第 2 項又は第 3 項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に売買代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により第五第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第七 供給者は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 供給者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を供給者に通知しなければならない。

4 供給者は、前項の規定による確認があったときは、物品代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 部分払金の額は、第 3 項に規定する検査において確認した物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額とする。

6 第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「売買代金相当額」とあるのは「売買代金相当額から既に

部分払の対象となった売買代金相当額を控除した額」とするものとする。

(契約不適合)

第八 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、供給者に対してその不適合を知った日から1年以内に、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次に掲げる場合には、発注者は催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) その他履行の追完される見込みが無いことが明らかであるとき。

3 発注者は、第五第2項に規定する検査において契約不適合を知ったときは、その旨を直ちに供給者に通知しなければ、前二項に規定する請求をすることはできない。ただし、供給者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、これを適用しない。

(契約保証金)

第九 供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増額後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第十 発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。

(2) 正当な理由なく、第八に規定する履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反が解消されないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第十一 次に掲げる場合には、発注者は、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) この契約の履行が不能であるとき。
- (2) 供給者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約の一部の履行が不能である場合又は供給者がその一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその契約の履行をせず、発注者が第十の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) この契約に関し、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対し、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (7) この契約に関し、供給者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (8) 供給者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約等の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 供給者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約等の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

2 前項（1）から（5）号に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前項の規定はこれを適用しない。

（発注者の任意解除権）

第十二 発注者は、物品が完納するまでの間は、第十及び第十一の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、物品の納入部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除したことによって供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者供給者において協議して定める。

（供給者の解除権）

第十三 供給者は、請負者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めて当該違反の解消を催告したもの、解消がされなかつたとき。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（2）天災その他避けることのできない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となつたとき。

2 第十二第2項及び第3項の規定は前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（談合その他不正行為に係る違約金等の支払い）

第十四 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の1に相当する額（単価契約の場合においては、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。供給者が契約を履行した後も同様とする。

（1）第十一の（6）に該当するとき。ただし、供給者は同法19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。

- (2) 第十一の(7)に該当するとき。
  - (3) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(債務不履行による損害賠償)

第十五 発注者および供給者は、相手方の責めに帰すべき事由により、相手方がその債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第十六 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第十七 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者供給者間において協議して定める。

平成23年7月

## 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当館との関係に係る情報を当館のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

### （1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当館において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### （2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当館の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当館OB）の人数、職名及び当館における最終職名
- ② 当館との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当館との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### （3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当館OBに係る情報（人数、現在の職名及び当館における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当館との間の取引高

### （4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

## 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に係る情報提供について

本紙は、契約締結時にご提出くださるよう、ご協力をお願ひいたします。

以下の①及び②の両方に該当する場合は、当館ホームページへの公表の対象となります。公表についての詳細は、当館ホームページを参照してください。

また、別途資料をご提出いただく場合がありますので、ご了承願います。

住 所 :

会社名 :

代表者名  
及び押印 :

契約件名 :

契約締結日 : 令和 年 月 日

- ① 当館において役員を経験した者が再就職しているか又は当館において課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職しているか。

(注) 1 「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

(注) 2 当該契約の締結日を再就職者の有無の判断の基準日とする。

該当する。 ※ 該当する場合は、次の表を記入してください。

再就職者の人数	現在の職名	当館での最終職名

該当しない。

- ② 当館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているか。

(注) 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によるこことし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする。

該当する。 ※ 該当する場合は、次の表を記入してください。

当館との取引高 :	
総売上高又は事業収入 :	
総売上高又は事業収入 に占める当館との間の 取引高の割合 :	<input type="checkbox"/> 3分の1以上2分の1未満 <input type="checkbox"/> 2分の1以上3分の2未満 <input type="checkbox"/> 3分の2以上

該当しない。

# 仕様書

1. 件名 国立科学博物館上野地区で使用する電気 一式

2. 需要場所

名称 独立行政法人国立科学博物館 上野本館

所在地 東京都台東区上野公園 7-20

3. 仕様

(1) 契約電力 : 主契約 1,100kW 自家発補給電力 70kW

(2) 供給電圧 : 主契約 6kV 自家発補給電力 6kV

(3) 計量電圧 : 6kV

(4) 標準周波数 : 50Hz

(5) 受電方式 : 1回線受電

(6) 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(7) 非常用自家発電設備の有無 : 有

(8) 電力量等の計量

①自動検針装置 : 有

②電力会社の検針方式 : 遠隔自動検針

③電力量計の構成 : 變成器付複合計器

(9) 需給地点

当該地域を管轄する一般電気事業者の供給用配電箱内における一般電気事業者の母線と国立科学博物館の地絡遮断装置（PAS）の電源側接続点

(10) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(11) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(12) 対象メーター

使用場所及び使用機器	メーター社番	型式	メーター能力
地球館Ⅱ期電気室	448503	AP3ES-R	時間帯別・精密級

(13) 直近1年間の最大需要電力 917kW (2026.1.1現在)

4. 契約電力及び予定使用電力量

(1) 契約電力 : 1,100kW

(2) 予定使用電力量 : 6,534,000kWh 月別の予定使用電力量は別紙

5. 契約期間 令和8年6月1日（0時00分）から令和10年5月31日（24時00分）まで

※令和8年6月1日（0時）から電力を供給できるものとする。

## 6. 保 安

- (1) 供給者は、電気事業法に定めるところにより、電気工作物について保安責任を負うものとする。ただし、同一構内に供給するほかの電力供給者と共に使用される電気工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。

## 7. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、供給者が定め本館が承認した約款の規定によるものとする。
- (2) 力率の保持のため、自動力率調整装置を設置しており、使用期間中の力率は100%を保持する予定であり、入札時においては力率を100%にて価格算定すること。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与える負荷設備は有していない。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
  - ② 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
  - ③ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。
  - ④ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てるここと。
- (5) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率の変動による力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、関東圏内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (6) その他この仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。

## 別 紙

### 月別の予定使用電力量

独立行政法人国立科学博物館 上野本館 (1,100kW)

年 月	予定使用電力量
令和 8 年 6 月	256,000kWh
令和 8 年 7 月	323,000kWh
令和 8 年 8 月	351,000kWh
令和 8 年 9 月	300,000kWh
令和 8 年 10 月	275,000kWh
令和 8 年 11 月	248,000kWh
令和 8 年 12 月	240,000kWh
令和 9 年 1 月	253,000kWh
令和 9 年 2 月	247,000kWh
令和 9 年 3 月	258,000kWh
令和 9 年 4 月	250,000kWh
令和 9 年 5 月	266,000kWh
令和 9 年 6 月	256,000kWh
令和 9 年 7 月	323,000kWh
令和 9 年 8 月	351,000kWh
令和 9 年 9 月	300,000kWh
令和 9 年 10 月	275,000kWh
令和 9 年 11 月	248,000kWh
令和 9 年 12 月	240,000kWh
令和 10 年 1 月	253,000kWh
令和 10 年 2 月	247,000kWh
令和 10 年 3 月	258,000kWh
令和 10 年 4 月	250,000kWh
令和 10 年 5 月	266,000kWh
期 間 計	6,534,000kWh